

昭和 40 年 4 月 1 日

昭和 44 年 8 月 15 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

神戸市立青少年育成センター指導員設置要綱

(設置)

第 1 条 神戸市立青少年育成センター（以下「センター」という。）に青少年非行の早期発見、早期補導および情報資料の整備を行うため、指導員をおく。

(委嘱および定数)

第 2 条 指導員は、教育、民生、警察等の青少年関係機関および関係団体の長が推薦した者のうち教育長がこれを委嘱するものとし、指導員の数はおおむね 100 とする。

(任期)

第 3 条 指導員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合はセンター所長の推薦により改めて委嘱するものとする。

(委嘱条件)

第 4 条 指導員は次の各号に掲げる条件を具備する者とする。

- (1) 1 週につき 1 回以上早期発見、早期補導等の業務に従事できること。
- (2) センターの活動地域に勤務先または、住所を有すること。
- (3) 関係機関、団体にあっては、その地位がなるべく中枢的なものであること。

(勤務)

第 5 条

- (1) 指導員は、それぞれ、その自身の属する機関の職務を通じてセンターの事業に協力し必要に応じ、少年サポートセンターを始めとする関係機関と連携し、青少年の非行防止等の活動を行う。
- (2) 指導員は 1 週間に 1 回以上、その担当区域において街頭補導を行うものとする
- (3) 街頭補導を行ったときは、「街頭補導状況報告カード」に必要事項を記載のうえ、その都度センターに提出するものとする。

(服務)

第 6 条 指導員は次の各号を守るものとする。

- (1) 業務上、知り得た秘密を漏らさないこと。
- (2) 街頭補導に従事する際は「神戸市立青少年育成センター指導員証」を携帯すること。
- (3) 街頭補導は事故および災害の発生を避け、その実効を期するため、なるべく警察職員を含めた複数人数で行なうこと。
- (4) 街頭補導は、保護者に代わって、その目のとどかない所で青少年を非行から守るためになすものであるから、言語、態度、特に呼びかけ等には細心の注意を払い青少年に反抗心を起こさせたり、心を傷つけることのないようにすること。

(費用弁償)

第 7 条 センター指導員に対する街頭補導の経費は、実費弁償とし、予算の範囲内において支給する。

◎不良行為 以下削除